

英語版のご案内は裏面をご確認ください。

Please refer to the back side for the English version.

「郵便番号」

7 白税第 471 号

「申請者住所 1」 「申請者住所 2」

令和 7 年 10 月 1 日

「申請者法人名」

「申請者氏名」 様

白馬村長 丸 山 俊 郎

(公印省略)

宿泊税特別徴収義務者の登録申請のお願い

さて、当村では、白馬村観光地経営計画に掲げる目標像「マウンテンリゾート・Hakuba」としての魅力を高めるとともに、村民生活と調和した持続可能な観光の振興を図るため、令和 8 年 6 月 1 日から宿泊税を導入することとし、令和 7 年 9 月 30 日付で法定外目的税の新設について総務大臣の同意を得ました。

宿泊税の納税義務者は、白馬村内に所在する旅館・ホテル・簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設の宿泊者ですが、村が直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金と合わせて宿泊税を徴収し、村へ申告納入していただくことになります。このような制度を特別徴収制度といいます。

この制度では、宿泊施設の経営者が宿泊税の特別徴収義務者となりますので、白馬村内に所在する宿泊施設の経営者はあらかじめ宿泊税の特別徴収義務者として登録する必要があります。

つきましては、下記により宿泊税特別徴収義務者の登録を申請していただきますようお願いいたします。

※白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金の交付を受けるためには、本手続きが必要になります。

記

1. 対象宿泊施設

許可年月日	《許可日》
許可番号	《許可番号》
施設名称	《施設名称》
施設所在地	《施設所在地 1》《施設所在地 2》
旅館業の種別	《旅館業の種別》

※旅館業の営業を停止又は廃止している場合は、旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号）第 4 条の規定により旅館業経営停止（廃止）届を大町保健所（大町市大町 1058-2 大町合同庁舎内、食品・生活衛生課 電話番号 0261-23-6528（直通））へ提出してください。

2. 特別徴収義務者の登録等の手続き

資料 1 のとおり

3. 同封資料

（資料 1）特別徴収義務者の登録等の手続き

（資料 2）無許可・無届営業の捕捉と指導強化について

（資料 3）白馬村宿泊税に関する説明会の開催について

〒399-9393

長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025

白馬村役場税務課 担当：太田、一井

E-Mail : zeimu@vill.hakuba.lg.jp

TEL (0261) 85-0712 FAX (0261) 72-7001

English Version Information

The English version of the Accommodation Tax information is available on the following website:

<https://www.vill.hakuba.lg.jp/gyosei/soshikikarasagasu/zeimuka/kazeigakari/2/syukuhakuzei/13526.html>

For automatic translation, please use *Google Translate* by selecting “Choose Language” in the upper-right corner of the page.



Important Information for Accommodation Business Operators in Hakuba Village

○ Village Charter

The *Village Charter* sets out the aspirations and ideals of Hakuba residents regarding the type of community they seek to create.”

<https://www.vill.hakuba.lg.jp/gyosei/gyoseijoho/hakubamuranoshokai/2583.html>



○ Best Tourism Village

The *Best Tourism Villages* initiative, launched by the UN World Tourism Organization in 2021, recognizes communities that preserve cultural heritage and promote sustainable tourism in line with the Sustainable Development Goals (SDGs).

Hakuba Village was selected as a Best Tourism Village in 2023.

<https://www.vill.hakuba.lg.jp/gyosei/soshikikarasagasu/kankoka/kankoshokokakari/1/10162.html>



特別徴収義務者の登録等の手続き

宿泊施設の経営者は、宿泊施設の経営の開始、変更、廃止等の際には、宿泊施設ごとに特別徴収義務者の登録、又は特定宿泊施設に該当することの申出の手続きが必要となります。これは、村が宿泊税に係る事務の執行に当たり、特別徴収義務者及び宿泊施設の状況を把握しておく必要があることから、宿泊施設の経営者に提出いただくものです。

宿泊税は、宿泊料金（素泊まり・税抜き、6 ページの 3 を参照）が 1 人 1 泊につき 6,000 円未満の宿泊に対しては課さないこととしています（免税点）。そのため、1 人 1 泊につき 6,000 円以上の宿泊の有無によって手続きが異なりますが、すべての宿泊施設の経営者がいずれかの手続きをする必要があります。

1 特別徴収義務者としての登録 ／ 1 人 1 泊につき 6,000 円以上の宿泊がある

宿泊施設を経営されている方及び新たに宿泊施設の経営を開始する方は、白馬村に対して特別徴収義務者としての登録申請を行う必要があります。

なお、登録申請は、営業許可を受けた（届出を行った）宿泊施設ごとに必要となります。

○ 提出書類

①	宿泊税特別徴収義務者登録申請書（様式第 6 号） … A ／ ライトグリーンの用紙	
②	〔経営者が法人の場合〕	登記事項証明書（現在事項証明書）
	〔経営者が個人の場合〕	住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
③	〔旅館業の場合〕	旅館業営業許可通知書又は旅館業経営承認書
	〔住宅宿泊事業の場合〕	住宅宿泊事業に係る届出番号及び施設の所在地が確認できる書類 （民泊ポータルサイト内民泊制度運営システム（事業者）画面など）
④	宿泊に係る契約書面（宿泊約款等）	
⑤	宿泊料金表など宿泊料金が分かる書類（施設のホームページを印刷したものでも可）	
⑥	申請書に記載された口座情報が確認できる書類（通帳の写し等）	

※ ②～⑥の書類については、いずれも写しで構いません

※ ③について、許可等を受けてから変更事項がある場合は、保健所等へ提出した変更届もすべて添付してください

※ ⑥については、特別徴収義務者報償金等の受取りのため提出いただくものです、特別徴収義務者と同じ名義の口座としてください

○ 申請期限

区 分	申請期限
令和 8 年 6 月 1 日時点において宿泊施設を営 営している場合 （従前から宿泊施設を営営している場合を含む）	令和 8 年 <u>6 月 6 日</u>
令和 8 年 6 月 2 日以降に新たに宿泊施設の営 営を開始する場合	営営を開始しよう とする日の <u>5 日前</u>

2 特定宿泊施設に該当することの届出 / 1人1泊につき6,000円以上宿泊がない

宿泊料金が1人1泊につき6,000円以上となる宿泊がない宿泊施設（「特定宿泊施設」といいます。）の経営者は、特別徴収義務者としての登録申請は必要ありませんが、特定宿泊施設に該当することの申出が必要になります。

なお、特定宿泊施設においては、すべての宿泊が免税点未満の宿泊（宿泊料金が1人1泊につき6,000円未満の宿泊）となることから、特定宿泊施設の経営者は、宿泊税の申告納入は不要ですが、特別徴収義務者として帳簿、書類の備付け・保存を行う必要があります。

○ 提出書類

①	特定宿泊施設に該当することの申出書 … B / 白色の用紙
②	宿泊料金表など宿泊料金が分かる書類（施設のホームページを印刷したものでも可）

○ 申出期限の目安

区 分	申出期限の目安
令和8年6月1日時点において宿泊施設を営 営している場合 （従前から宿泊施設を営営している場合を含む）	令和8年 <u>6月6日</u>
令和8年6月2日以降に新たに宿泊施設の営 営を開始する場合	営営を開始しよう とする日の <u>5日前</u>

3 ながの電子申請サービスによる申請

1及び2の手続きは、ながの電子申請サービスを利用して申請することができます。

ながの電子申請サービス（白馬村宿泊税特別徴収義務者の登録申請等）

https://apply.e-tumo.jp/vill-hakuba-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=62623



4 お願い

白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金の交付を受けるためには、補助金の実績報告前に特別徴収義務者の登録が完了している必要があります。また、宿泊税納入申告書及び納入書の送付は令和8年4月頃を予定していますので、令和8年6月1日時点において宿泊施設を営営している場合（従前から宿泊施設を営営している場合を含む）は、特別徴収義務者の登録又は特定宿泊施設に該当することの申出の手続きを早めに行ってください。

特別徴収義務者の登録又は特定宿泊施設に該当することの申出は、白馬村内に所在するすべての宿泊施設の営業許可に関する情報、施設に関する情報等の把握も兼ねています。提出がない施設には調査員を派遣して、現地調査を行うことになります。

宿泊税について

1 宿泊税の目的と使途

宿泊税は、美しい山岳景観と恵まれた自然、それらに育まれた生活文化を守り、世界中から訪れる人それぞれに居心地のよさを提供することができる「マウンテンリゾート・Hakuba」としての魅力を高めるとともに、村民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるために白馬村が導入した法定外目的税です。

宿泊税を財源とする使途の基本方針と想定する事業例は右図のとおりです。具体的な事業は、観光地経営の基本理念と観光地経営ビジョン、使途の基本方針に基づき、白馬村観光地経営会議で審議します。

宿泊税使途の基本方針と想定する事業例

1. 観光客の利便性・満足度向上に資する事業

- ・ 観光インフラ（二次交通、観光DX、観光コンテンツ等）の整備
- ・ 魅力あるまちづくり（観光人材育成、景観向上・修景整備、滞在空間、ユニバーサルデザイン等）

2. 観光客が訪れることで生じる自然環境や住民生活へのマイナスの影響を抑えるための事業

- ・ 環境保全（観光に起因するゴミ・CO2対策、自然環境整備等）

3. 徴収・運用の仕組みづくり

- ・ 宿泊税の導入・運用に係る経費

4. 中長期的な戦略／計画の設定

- ・ 各種統計調査、観光地経営ビジョンの作成

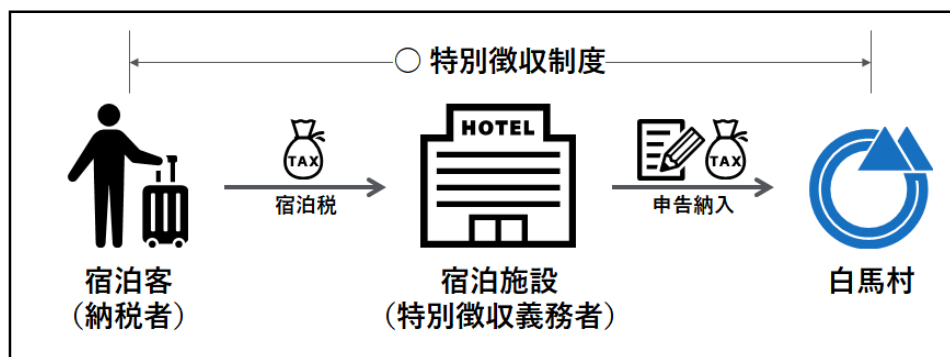
5. 観光リスクマネジメント

- ・ 災害・疫病などの観光客向け対策（防災情報の多言語化、避難所整備、感染症対策）
- ・ 観光客のマナー向上や滞在中の安全に関する事業（救急・消防・医療体制の確保）

2 宿泊税の徴収方法

(1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、白馬村内に所在する旅館・ホテル、簡易宿所及び住宅宿泊事業に係る施設の宿泊者ですが、白馬村が宿泊者から直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金と合わせて宿泊税を徴収し、宿泊施設の経営者（特別徴収義務者）から白馬村に申告納入していただくことになります。このような制度を特別徴収制度といいます。



(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。基本的には、旅館業の許可を受けた旅館・ホテル及び簡易宿所の経営者並びに住宅宿泊事業の届出をした施設の経営者が該当します。

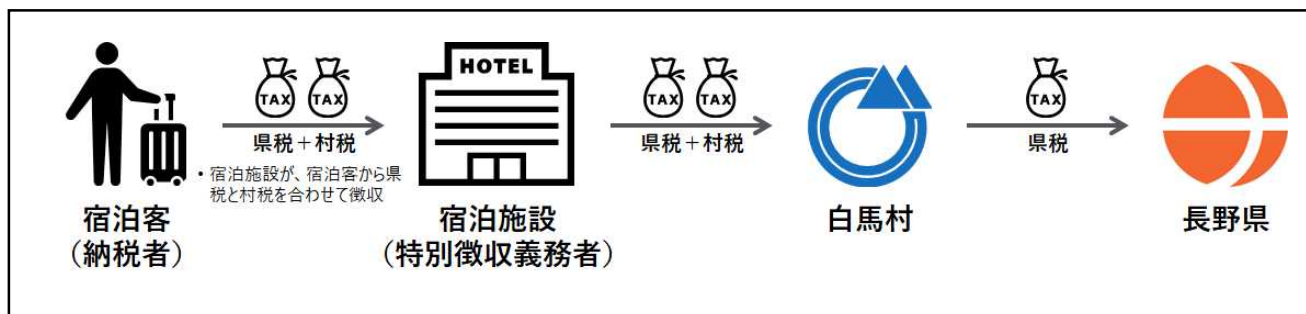
ただし、委託契約等により実際にその宿泊施設の経営に責任を有している方（実質的経営者）が別に

いる場合は、その方が特別徴収義務者となることがあります。

宿泊施設の経営者（特別徴収義務者）は、宿泊税の特別徴収義務者としての登録、宿泊税の徴収、村への申告納入、帳簿・書類の備付け・保存及びこれらに関連する手続きを行う必要があります。

(3) 長野県宿泊税の徴収方法の特例

長野県は、長野県宿泊税条例に基づき宿泊税（県宿泊税）を課税しますが、白馬村域内で課税される県宿泊税については、白馬村宿泊税条例の規定に基づき、白馬村に村宿泊税と併せて申告納入していただきます。そのため、特別徴収義務者の手続きや、申告納入手続きについては、村が定める方法によることになります。



宿泊税の仕組み

1 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（宿泊税の課税客体）は、宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊であり、その宿泊者（宿泊税の納税義務者）に課税されます。

(1) 宿泊の定義

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として取扱うものを宿泊とします。なお、本来必要な許可を受けていない又は届出をしていない施設であっても、旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出が必要とされる宿泊の定義※に該当する宿泊を行わせる施設の場合は課税対象となります。

※ 許可又は届出が必要な宿泊とは、以下の4項目のすべてを満たすものです

- ・宿泊料金を徴収している（名称は問わない）
- ・社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など）
- ・反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
- ・生活の本拠ではない（使用期間が1週間以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

(2) 宿泊者の定義

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、当該施設に宿泊した者をいいます。なお、宿泊した者が実際に宿泊料金を支払ったかどうかは問いません。

2 免税点・課税免除

(1) 免税点

宿泊料金が（素泊まり・税抜き、6ページの3を参照）1人1泊につき 6,000円未満の宿泊 に対しては、宿泊税は課されません。

(2) 課税免除（学校の教育活動又は研究活動等としての宿泊）

学校の教育活動又は研究活動として宿泊する場合や、保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合などは、宿泊税の課税が免除となります。

対象の宿泊	対象施設	対象の活動等	対象者
学校の教育活動 又は研究活動と しての宿泊	・ 幼稚園 ・ 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校 ・ 大学 ・ 高等専門学校	・ 学校（大学を除く）が編成した教育課程に基づく活動 ・ 学校（大学を除く）がその教育計画に基づき、その指導体制の下に実施する教育活動 ・ 大学が、正課、学校が主催する学校行事、若しくは、学校の規則に則った手続きにより学校の認めた校内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動 <u>（当該学校の長がその旨を証明するものに限る）</u>	・ 学校の幼児、児童、生徒、学生 ・ 上記の者の引率者
保育所等の施設 が主催する行事 としての宿泊	・ 保育所 ・ 幼保連携型認定こども園 ・ 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う施設 ・ 認可外保育施設	・ 保育所等の施設が主催する行事 <u>（当該施設の長がその旨を証明するものに限る）</u>	・ 満3歳以上の幼児 ・ 上記幼児の引率者
フリースクール が主催する行事 としての宿泊	・ 地方公共団体が認定等をするフリースクール （対象は県 HP に掲載予定・長野県のみ認証制度あり）	・ フリースクールが主催する行事 <u>（当該フリースクールの長がその旨を証明するものに限る）</u>	・ フリースクールの生徒 ・ 上記生徒の引率者

○ 宿泊施設における手続き

- ① 宿泊に際して学校等が作成した「学校の修学旅行その他の教育活動等であることの証明書」を受領することにより課税免除の対象となる宿泊を確認してください

- ② 受領した証明書は、宿泊施設において5年間保存してください（村への証明書提出は不要ですが、税務調査等において証明書の確認を行う場合があります）

(3) 課税免除（外国の大使等の任務遂行に伴う宿泊）

外国の大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととされています。

課税免除の取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準ずるものとし、村から承認を受けた課税免除対象施設における宿泊で、宿泊に際して外国の大使等から証明書（免税カード）の提示があった場合のみ課税免除となります。

○ 対象となる宿泊施設

宿泊税課税免除施設として村から承認を受けた宿泊施設（外国公館等に対する消費税免税店舗として国税庁長官の指定を受けている施設）

○ 対象となる宿泊

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者及びその家族の宿泊

○ 宿泊施設における手続き

- ① 宿泊税の課税が免除される施設としての指定を受けようとする場合は、「外国大使の課税免除施設承認申請書」により、事前に村に対して申請してください

（注）この申請が行えるのは、外国公館等に対する消費税の免税店舗として国税庁長官の指定を受けている施設の経営者のみです。

- ② 宿泊に際して、外国の大使等から消費税の免除のための「免税カード」の提示を受けて、課税免除の対象となることを確認してください

（注）宿泊に係る消費税が免除となる場合に限り、宿泊税も課税免除となります。

3 宿泊料金

(1) 宿泊料金の定義

宿泊料金とは、宿泊者が宿泊施設における宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額をいいます。

宿泊料金に <u>含まれる</u> もの	○ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として、宿泊者の意思に関わらず請求される金額 例）清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代等これらに係るサービス料、奉仕料
宿泊料金に <u>含まれない</u> もの	○ 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く）の利用等の対価に相当する金額 ○ 消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額 ○ 立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 例）自動車代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代等 ○ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

(2) 宿泊料金の考え方

例 1 1泊2食付きなど食事代込みの料金設定しかない場合

- ・食事付きの料金の設定しかない場合は、各宿泊施設でその実態に応じ、適切に宿泊料金と食事代を分けて算定します。
- ・また、食事代の除外がどうしてもできない場合は、食事の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

例 2 朝食無料サービス等の取扱い

- ・朝食無料サービスなど、無料で食事が提供される場合は、食事の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

例 3 税込み宿泊料金の場合

- ・消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は宿泊料金の総額に他の税に相当する金額を含んでいる場合は、宿泊料金の総額からそれらの税に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

例 4 宿泊料金の引き・優待等がある場合

- ・会員割引、株主優待などにより、宿泊施設が自ら通常の宿泊料金の一定割合又は金額を引きした場合には、引き後の額を宿泊料金とします。宿泊施設独自の制度等に基づくポイント等を利用した引きについても同様です。
- ・ただし、旅行会社やカード会社が宿泊者にポイントを付与して、これにより引きを行う場合は引き前の金額を宿泊料金とします。

例 5 補助金・助成金等（第三者からの支払い）がある場合

- ・宿泊に対する補助金、助成金等、宿泊者以外の者（第三者）から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額がある場合には、その第三者が支払うべき額と宿泊者が支払うべき金額とを合算した額を宿泊料金とします。

例 6 企画旅行における宿泊料金の取扱い

- ・予め又は旅行者からの依頼により旅行業者が旅行計画を作成する企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの料金（食事等の付帯サービスの料金相当分を除く。）を宿泊料金とします。

例 7 旅行業者が宿泊施設や乗車券等のサービスを手配する手配旅行等において、宿泊施設が宿泊料金の一定割合を取扱手数料として旅行業者（手配業者）に支払う場合

- ・宿泊施設が宿泊料金の一定割合を旅行業者に取扱手数料として支払う場合は、取扱手数料を控除する前の金額を宿泊料金とします。

例 8 連泊割引がある場合

- ・連続して宿泊（連泊）した場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。
（例：1人が3泊した場合 1人×300円×3泊＝900円）
- ・連泊したことにより連泊割引が適用された場合で、宿泊日ごとに割引率が明確なときは、通常の宿

泊料金に対し宿泊日ごとに割引した金額を宿泊料金とします。

- ・連泊期間を一括して割引を行った場合は、割引後の宿泊料金の総額を宿泊数で除した額を宿泊料金とします。

例 9 時間延長がある場合

- ・宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合は、その延長に係る料金を契約上宿泊料金として取り扱っていなければ、延長に係る料金を除いた額を宿泊料金とします。
- ・ただし、宿泊施設がその延長に係る料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、その額を宿泊料金に含めます。

例 10 外貨建て取引による場合

- ・外貨建て取引による場合は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。
- ・具体的な取扱いについては「外貨建取引に係る会計処理等」（法人税基本通達）に準じます。

例 11 1人当たりの宿泊料金の設定がない客室の場合の取扱い

- ・1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金の設定がない場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とします。この場合、客室ごとに宿泊料金や宿泊者数が異なるときは、各客室の宿泊料金及び宿泊者数により、客室ごとに1人当たりの宿泊料金を算出します。（下記「ア」・「イ」参照）
- ・子どもによる無料の添い寝利用など、宿泊料金が発生しない宿泊者がいる場合は、その者を宿泊者数から除外して1人当たりの宿泊料金を算出します。（下記「ウ」参照）
- ・宿泊者が支払うべき宿泊料金に、エキストラベッド代など特定の宿泊者に帰属しない金額が含まれる場合は、当該金額を含む宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とします。（下記「エ」参照）
- ・宿泊者が支払うべき宿泊料金に、ベビーベッド代など特定の宿泊者に帰属することが明らかな金額が含まれる場合は、当該金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に扱い、1人当たりの宿泊料金を算出します。（下記「オ」参照）

【1室税抜き 20,000 円（ツインルーム）の場合】

ア 1人で宿泊（いわゆるシングルユース）

20,000 円 ÷ 1人 = 20,000 円・・・【宿泊税 500 円 × 1人】

イ 2人で宿泊

20,000 円 ÷ 2人 = 10,000 円・・・【宿泊税 300 円 × 2人】

ウ 大人2人、子ども1人（添い寝無料）で宿泊

20,000 円 ÷ 2人 = 10,000 円・・・【宿泊税 300 円 × 2人】

※宿泊料金が無料の子ども1人は宿泊者数から除外

エ 3人で宿泊（エキストラベッド代 7,000 円）

(20,000 円 + 7,000 円) ÷ 3人 = 9,000 円・・・【宿泊税 300 円 × 3人】

オ 大人2人、乳児1人で宿泊（ベビーベッド代2,000 円）
 20,000 円÷2人=10,000 円・・・【宿泊税 300 円×2人】
 2,000 円÷1人=2,000 円・・・【宿泊税の課税対象外】※乳児1人分は別に取扱い

4 税率

宿泊税は、1人1泊の宿泊料金（食事代や消費税等を除いた素泊まり料金）が6,000 円以上の場合に課税されます。

宿泊税の税額は、1人1泊の宿泊料金の区分に応じた次の額です。

○ 令和8年6月1日から令和11年5月31日までの3年間（長野県宿泊税（100 円）を含む）

宿泊料金	税額
6,000 円以上 20,000 円未満	200 円
20,000 円以上 50,000 円未満	400 円
50,000 円以上 100,000 円未満	900 円
100,000 円以上	1,900 円

○ 令和11年6月1日から（長野県宿泊税（150 円）を含む）

宿泊料金	税額
6,000 円以上 20,000 円未満	300 円
20,000 円以上 50,000 円未満	500 円
50,000 円以上 100,000 円未満	1,000 円
100,000 円以上	2,000 円

○手続きの流れ

特別徴収義務者の登録 (令和7年10月1日～)

すべての宿泊施設の経営者は、宿泊施設の経営の開始、変更、廃止等の際には、宿泊施設ごとに特別徴収義務者の登録、又は特定宿泊施設に該当することの申出の手続きが必要

1. 特別徴収義務者の登録申請

- 1人1泊につき6,000円以上の宿泊が**ある**施設
- 宿泊税特別徴収義務者登録申請書（様式第6号）に必要書類を添えて、期限までに提出

2. 特定宿泊施設に該当することの申出

- 1人1泊につき6,000円以上の宿泊が**ない**施設
- 特定宿泊施設に該当することの申出書に必要書類を添えて、期限までに提出

3. 提出期限

- 経営を開始しようとする日前5日までに、宿泊施設ごとに申請書又は申出書を提出

区分	提出期限
令和8年6月1日時点において宿泊施設を営んでいる	令和8年6月6日まで
令和8年6月2日以降に新たに宿泊施設の経営を開始	経営開始日の5日前まで

4. 特別徴収義務者証の掲示

- 宿泊税特別徴収義務者証（登録後交付）を掲示

宿泊税の徴収 (令和8年6月1日～)

宿泊税が課税される宿泊（1人1泊6,000円以上の宿泊）があった場合、特別徴収義務者（宿泊施設の経営者）は宿泊者から宿泊料金と合わせて宿泊税を徴収

○宿泊税の税率（1人1泊）※県宿泊税を含む

宿泊料金	税額 (制度開始3年間)
6,000円以上20,000円未満	300円 (200円)
20,000円以上50,000円未満	500円 (400円)
50,000円以上100,000円未満	1,000円 (900円)
100,000円以上	2,000円 (1,900円)

○帳簿及び書類の備付け・保存

- ・帳簿の記載事項
宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、**宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除の対象となる宿泊者数**及び宿泊税額
- ・書類の記載事項
宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税額

宿泊税の申告納入 (令和8年7月1日～)

特別徴収義務者（宿泊施設の経営者）は、毎月月末までに、前月の初日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を申告、宿泊税を納入

1. 宿泊税の申告

- 宿泊税納入申告書（様式第2号）と宿泊税月計表を提出
- 宿泊税月計表は、記載項目（税率ごとの課税対象宿泊数、課税対象外宿泊数とその内訳）を満たしていれば任意様式で代替可

2. 宿泊税の納入

- 宿泊税納入書により宿泊税を金融機関等で納入

3. 電子申告と電子納入



- 地方税ポータルシステムの呼称、地方税の手続きをインターネット上で行うことができるサービス
- 申告フォームに宿泊税納入申告書と同様の項目を入力して申告（宿泊税月計表はファイルを添付）
- 電子申告を行った場合は、インターネットバンキング、クレジットカード払い、ダイレクト納付（事前登録した口座から引落し）により宿泊税を納入
- 入力負担を軽減する機能（CSVデータの作成、一括取込）あり
- 特別徴収義務者報償金の加算あり（+0.5%）

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

年 月 日

白馬村長 宛

申請者 住（居）所
（所在地）
氏 名
（法人名）

白馬村宿泊税条例第10条第1項又は同条第2項の規定により、下記のとおり登録特別徴収義務者としての登録をしてください。

記

特別徴収義務者	住（居）所 （所在地）	電話番号			
	（フリガナ） 氏 名 （法人名及び代表者の氏名）				
	特別徴収義務者 報償金等 受取口座情報	金融機関名		支店（所）名	
		預金種別		口座番号	
	（フリガナ） 口座名義人				
施設の許可・届出	住（居）所 （所在地）	電話番号			
	（フリガナ） 氏 名 （法人名）				
	種 別	1 旅館・ホテル		2 簡易宿所	3 住宅宿泊事業
	許可・届出 年 月 日	年 月 日		許可・届出番号	
	登録申請者と許可・届出名義人との関係				
施設	所 在 地	電話番号			
	（フリガナ） 名 称				
	概 要	客室数（棟数） 室（棟）	収容人員 名	施設外玄関帳場（施設外フロント） 非該当 ・ 該 当	
	経営開始年月日	年 月 日			
書類送付先	住（居）所 （所在地）	電話番号			
	（フリガナ） 氏 名 （法人名）				

(参考様式)

特定宿泊施設に該当することの申出書

年 月 日

白馬村長 宛

申出者 住（居）所

（所在地）

氏 名

（法人名）

（電話番号

）

宿泊料金が1人1泊につき 6,000 円以上となる宿泊がないことについて、下記のとおり申し出ます。

記

施設 の 許可 ・ 届出	住（居）所 （所在地）	電話番号		
	（フリガナ） 氏 名 （法人名）			
	種 別	1 旅館・ホテル 2 簡易宿所 3 住宅宿泊事業		
	許可・届出 年 月 日	年 月 日		許可・届出番号
	申出者と許可・ 届出名義人との 関係			
施設	所 在 地	電話番号		
	（フリガナ） 名 称			
	概 要	客室数（棟数） 室（棟）	収容人員 名	施設外玄関帳場（施設外フロント） 非該当 ・ 該当
	経営開始年月日	年 月 日		
書類 送付 先	住（居）所 （所在地）	電話番号		
	（フリガナ） 氏 名 （法人名）			

注 宿泊料金表など宿泊料金が記載された書面（写）を添付してください（ホームページの印刷でも可）

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

1 令和7年 月 日

白馬村長 宛

2 申請者 住(居)所 白馬村大字城 3-12
(所在地)
氏 名 白馬 岳子
(法人名) 村男観光 合同会社

白馬村宿泊税条例第10条第1項又は同条第2項の規定により、下記のとおり登録特別徴収義務者としての登録をしてください。

記

3

特別徴収義務者	住(居)所 (所在地)	白馬村大字城 3-12 電話番号 0261-85-			
	(フリガナ) 氏 名 (法人名及び代表者の氏名)	ムラカノコゴウドウカイシャ タイケウシャイン ハウバ ヲコ 村男観光 合同会社 代表社員 白馬 岳子			
	特別徴収義務者 報償金等 受取口座情報	金融機関名	銀行	支店(所)名	支店
		預金種別	普通	口座番号	
		(フリガナ) 口座名義人	ムラカノコゴウドウカイシャ 村男観光 合同会社		

4

施設の許可・届出	住(居)所 (所在地)	白馬村大字城 3-12 電話番号 0261-85-			
	(フリガナ) 氏 名 (法人名)	ムラカノコゴウドウカイシャ 村男観光 合同会社			
	種 別	1 旅館・ホテル 2 簡易宿所 3 住宅宿泊事業			
	許可・届出 年 月 日	平成 年 月 日		許可・届出番号	第 - 号
	登録申請者と許可・届出名義人との関係	本人			

5

施設	所在地	白馬村大字●城●●●●4—11 電話番号 0261—72—●●●●●		
	(フリガナ) 名称	ムラオホテル ムラオホテル		
	概要	客室数（棟数） 12室（棟）	収容人員 36名	施設外玄関帳場（施設外フロント） 非該当 ・ 該当
		経営開始年月日	平成●●●年 ●月 ●日	

6

書類送付先	住(居)所 (所在地)	白馬村大字城 3-12 電話番号 0261-85-			
	(フリガナ) 氏 名 (法人名)	ムラカノコゴウドウカイシャ ケリタントウ ハウバ ムラオ 村男観光 合同会社 経理担当 白馬 村男			

特定宿泊施設に該当することの申出書

1 令和7年 ●月 ●日

白馬村長 宛

2 申出者 住（居）所 白馬村大字●城●●●●3—12

(所在地)

氏 名 白馬 岳子

(法人名) 村男観光 合同会社

(電話番号 0261-85-●●●●)

宿泊料金が1人1泊につき6,000円以上となる宿泊がないことについて、下記のとおり申し上げます。

記

4

施設 の 許 可 ・ 届 出	住（居）所 （所在地）	白馬村大字●城●●●●3—12 電話番号 0261-85-●●●●		
	（フリガナ） 氏 名 （法人名）	ムラカノコ ゴウドカイシャ 村男観光 合同会社		
	種 別	1 旅館・ホテル 2 簡易宿所 3 住宅宿泊事業		
	許可・届出 年 月 日	平成●●年 ●月 ●日	許可・届出番号	●●●第●●-●●号
	申出者と許可・届出名 義人との関係	本人		

5

施設	所 在 地	白馬村大字●城●●●●4—11 電話番号 0261-72-●●●●		
	（フリガナ） 名 称	ムラオホテル		
	概 要	客室数（棟数）	収容人員	施設外玄関帳場（施設外フロント）
		12室（棟）	36名	非該当 ・ 該当
設	経営開始年月日	平成●●年 ●月 ●日		

6

書類 送 付 先	住（居）所 （所在地）	白馬村大字●城●●●●3—12 電話番号 0261-85-●●●●		
	（フリガナ） 氏 名 （法人名）	ムラカノコ ゴウドカイシャ ケリタノハハ ムオ 村男観光 合同会社 経理担当 白馬 村男		

注 宿泊料金表など宿泊料金が記載された書面（写）を添付してください（ホームページの印刷でも可）

1

「年月日」欄

- ・申請書等の提出年月日を記載してください。

2

「申請者」「届出者」欄

- ・申請者又は届出者の住（居）所（所在地）、氏名（法人名）を記載してください。

3

「特別徴収義務者」欄 …… Aのみ

- ・宿泊施設の経営を法人が行っている場合はその法人の所在地、法人名及び代表者の氏名を、宿泊施設の経営を個人が行っている場合はその個人の住（居）所及び氏名を記載してください。
- ・「特別徴収義務者報償金等受取口座情報」欄の口座に、特別徴収義務者報償金の振込みを行います。なお、特別徴収義務者と同じ名義の口座を記載してください。

4

「施設の許可・届出」欄

- ・旅館業法の営業許可を受けた者又は住宅宿泊事業法の届出を行った者の住（居）所（所在地）、電話番号、氏名（法人名）を記載してください。また、「種別」欄の該当するものに○をし、旅館業法の営業許可日又は住宅宿泊事業法の届出受理の際に発行される標識に記載された届出年月日を記載してください。
- ・「許可・届出番号」欄には、以下のとおり記載してください。

（旅館業の場合）・・・旅館業法の営業許可通知書の右上に記載の許可番号

例：「長野～指令●●○○第●●－●号」

※●は数字、○は文字

※「－（ハイフン）」を含め下線部分をすべて記載

（住宅宿泊事業の場合）・・・住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出番号

例：「M20●●●●●●●」

※M20を含めすべて記載

- ・「登録申請者と許可・届出名義人との関係」欄には、特別徴収義務者3と旅館業法の営業許可を受けた者又は住宅宿泊事業法の届出を行った者4との関係を記載してください。

5

「施設」欄

- ・宿泊施設の情報について記載してください。
- ・「経営開始年月日」欄には、宿泊施設の経営を開始した（開始する）年月日を記載してください。

6

「書類送付先」欄

- ・特別徴収義務者3が法人の場合で、申告納入に係る書類の送付先として特定の部署を希望する場合に限り、その部署名を記載してください。

宿泊税の徴収について便宜を有する者の指定について

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。

基本的には、旅館業の許可を受けた旅館・ホテル及び簡易宿所の経営者並びに住宅宿泊事業の届出をした施設の経営者が該当しますが、許可等を受けた方と委託契約等により実際に宿泊施設の経営に責任を有している方（実質的経営者）が異なる場合があります。

このような場合で、実質的経営者が特別徴収義務者としての指定を受けたいときは、資料1の1ページに記載した①～⑥の提出書類に加え、下記⑦、⑧の書類を提出してください。

⑦	実質的経営者である旨の申立書（裏面）
⑧	旅館業の許可を受けた者又は住宅宿泊事業の届出者と実質的経営者との間で締結した委託契約書等の写し

資料1 1ページ <<=====

○ 提出書類

①	宿泊税特別徴収義務者登録申請書（様式第6号） … A / ライトグリーン用の用紙	
②	〔経営者が法人の場合〕	登記事項証明書（現在事項証明書）
	〔経営者が個人の場合〕	住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
③	〔旅館業の場合〕	旅館業営業許可通知書又は旅館業経営承認書
	〔住宅宿泊事業の場合〕	住宅宿泊事業に係る届出番号及び施設の所在地が確認できる書類 （民泊ポータルサイト内民泊制度運営システム（事業者）画面など）
④	宿泊に係る契約書面（宿泊約款等）	
⑤	宿泊料金表など宿泊料金が分かる書類（施設のホームページを印刷したものでも可）	
⑥	申請書に記載された口座情報が確認できる書類（通帳の写し等）	

※ ②～⑥の書類については、いずれも写しで構いません

※ ③について、許可等を受けてから変更事項がある場合は、保健所等へ提出した変更届もすべて添付してください

※ ⑥については、特別徴収義務者報償金等の受取りのため提出いただくものです、特別徴収義務者と同じ名義の口座としてください

(参考様式)

実質的経営者である旨の申立書				
年 月 日				
白馬村長 宛				
申立者 住（居）所 （所在地） 氏 名 （法人名）				
下記施設の実質的経営者であることを申し立てます。 記				
施設 の 許可 ・ 届出	住（居）所 （所在地）	電話番号		
	（フリガナ） 氏 名 （法人名）			
	種 別	1 旅館・ホテル 2 簡易宿所 3 住宅宿泊事業		
	許可・届出 年 月 日	年 月 日	許可・届出番号	
	申立者と許可・ 届出名義人との 関係			
施設	所 在 地	電話番号		
	（フリガナ） 名 称			
	概 要	客室数（棟数） 室（棟）	収容人員 名	施設外玄関帳場（施設外フロント） 非該当 ・ 該当
		経営開始年月日	年 月 日	

注 1 複数の施設を有する場合は、施設ごとに申立書を提出してください

2 施設の許可・届出者と実質的経営者との間で締結した委託契約書等の写し（又は宿泊施設に係る事業損益の帰属が確認できる書面の写し）を添付してください

無許可・無届営業の捕捉と指導強化について

令和 8 年 6 月から導入する宿泊税制度は、旅館業法及び住宅宿泊事業法と密接に関係しており、税制度の運用に当たっては両法の適正な運用が前提となります。

旅館業法では、旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業）を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない（第 3 条）と規定されています。また、住宅宿泊事業法では、住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、住宅宿泊事業を営むことができる（第 3 条）と規定されています。白馬村内に所在する旅館・ホテル・簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設では、すべての経営者が旅館業法に規定する許可又は住宅宿泊事業法に規定する届出を済ませているはずですが、公正な徴収、制度の適正運用及び信頼性の確保のためには、無許可・無届営業の捕捉と指導強化が必要であると認識しています。

そこで、白馬村では、長野県と連携して以下の取組みを実施しますので、村内で旅館業等を経営される皆さまにお知らせするとともに、調査等へのご協力をお願いします。

1 営業施設の調査

白馬村内に所在するすべての宿泊施設について、施設の営業許可に関する情報、施設に関する情報等を調査します。これらの情報は、特別徴収義務者の登録又は特定宿泊施設に該当することの申出により把握することができますが、提出がない施設には調査員を派遣して、現地調査を行います。

2 通報窓口の設置

無許可・無届営業の捕捉には、地域で旅館業等を経営される皆さまからの通報も有力な情報源となります。白馬村と長野県では通報窓口を設置しますので、疑われる事例があればお知らせください。なお、通報者に不利益が生じないように情報は慎重に取り扱います。

○ 白馬村役場 観光課 電話番号 0261-85-0722（直通）

○ 長野県大町保健所 食品・生活衛生課 電話番号 0261-23-6528（直通）

3 指導の強化

調査又は通報により無許可・無届営業が疑われる施設に対しては、長野県大町保健所による調査と指導を行い、適法な旅館業経営へ誘導します。

なお、旅館業法及び住宅宿泊事業法違反となるケースに対しては、罰則適用を含め厳正に対処することとします。

4 その他

平成 30 年の旅館業法の一部改正では、玄関帳場等の基準が緩和され、施設外玄関帳場（フロント）の設置や玄関帳場を ICT 設備で代替することが可能となりました。コロナ禍には、消費者の感染予防意識が高まり、これに応えるように 1 棟貸しの営業形態の宿泊施設が増加し、その多くが玄関帳場は施設外や ICT 設備による代替となっているほか、施設の名称を掲出していないケースも多くあります。

そのため、外見では当該施設が宿泊施設であるかの判断が難しくなっています。しかし、宿泊料金を徴収して不特定の者を宿泊させている場合や継続的に宿泊募集を行っている場合などは、旅館業法に基づく許可が必要な施設に該当しますので、判断が難しい場合は 2 の通報窓口へご相談ください。

宿泊事業者向け宿泊税に係る制度説明会

開催のお知らせ

宿泊税制度の開始に向けて、宿泊施設を経営されている皆様を対象として、宿泊税制度や必要となる申告手続、システム補助金についての説明会を以下の日程で開催します。

○10/24（金） 13:30～

会場：白馬村役場 2 階

201・202会議室

○10/30（木） 13:30～

会場：白馬村役場 2 階

201・202会議室



WEBでも
同時配信！

ミーティング ID:944 1963 7577
パスコード:725000

オンライン参加の場合は、こちらの二次元バーコードを読み取りご参加ください。

【説明会の内容】

1. 宿泊税について

- ・宿泊税の概要
- ・必要な手続き
- ・質疑応答

2. 白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金

- ・補助事業の概要
- ・補助対象事業者
- ・補助対象経費
- ・スケジュール
- ・申請手続き
- ・申請・事業完了後の注意点
- ・質疑応答



白馬村キャラクター
ヴィクトワール・シュヴァレブラン・村男Ⅲ世

【お問い合わせ先】

●宿泊税について

白馬村役場 税務課

TEL：0261-85-0712

Mail：zeimu@vill.hakuba.lg.jp

●宿泊税対応システム改修事業補助金について

白馬村役場 観光課

TEL：0261-85-0722

Mail：kanko@vill.hakuba.lg.jp